

Insights for Your Business

さすてな経営会計事務所

# magazine Plus

# 06

Jun 2026

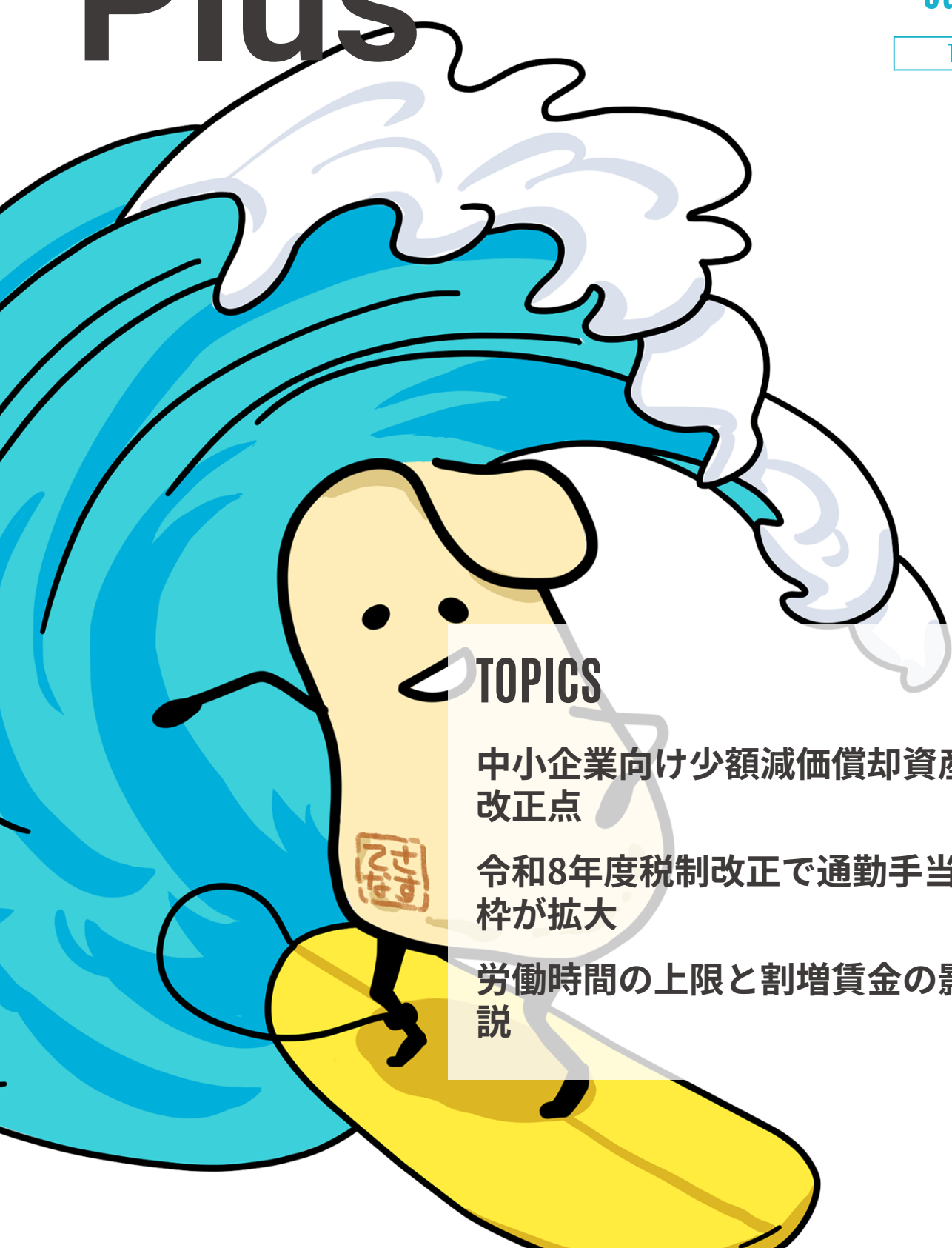
TAKE FREE

## TOPICS

中小企業向け少額減価償却資産特例の  
改正点

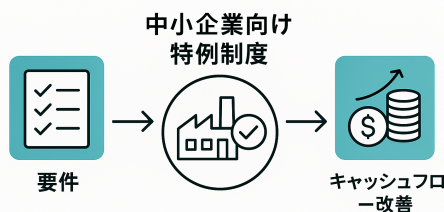
令和8年度税制改正で通勤手当非課税  
枠が拡大

労働時間の上限と割増賃金の影響を解  
説



# 中小企業向け少額減価償却資産特例の改正点

少額減価償却資産の特例が令和8年度税制改正により見直されます。資産取得額及び従業員基準が注目です。



中小企業者向けの少額減価償却資産の特例は、一定の基準を満たす場合、合計300万円を限度に即時償却（全額損金算入）できる制度です。資本金1億円以下で大規模法人に支配されない企業が対象です。この特例を利用するための主な要件は次の段落で説明しています。制度の目的は、中小企業の設備投資を後押しし、資金繰りの改善につなげることにあります。



令和8年度税制改正により、取得備品額の判定基準が引き上げられました。改正前は30万円未満でしたが、改正後は40万円未満とな

りました。さらに、適用期間が3年間延長され、令和11年3月31日まで適用できます。従業員数基準も改正され、常時使用する従業員が400人以下に減りました。この改正によって、より多くの中小企業が制度を活用できるようになりました。



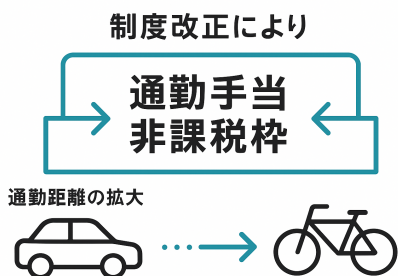
特例の改正は令和8年4月1日以降の取得等が対象ですが、3月末決算以外の法人は3月末までの制度の判定に注意が必要です。取得備品の基準額は変更されましたが、300万円の上限は維持されています。個人所得税においても同様の改正が行われています。

## ここがポイント!

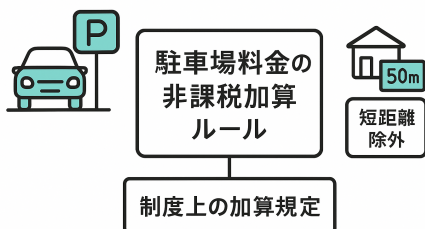
- ・ 少額減価償却資産特例の基準が改正
- ・ 取得備品額と従業員基準を見直し
- ・ 適用は令和8年4月1日以降から

# 令和8年度税制改正で通勤手当非課税枠が拡大

令和8年度の税制改正により、通勤手当の非課税限度額が拡大されました。さまざまな改正点を詳しく解説します。



令和8年度の税制改正では、通勤手当の非課税限度額が大きく引き上げられました。特にマイカーや自転車を利用する通勤者に向けて、通勤距離が片道65km以上の場合、これまでの月額38,700円を超える非課税枠が新たに設けられています。この変更は、令和8年4月1日以降に支給される通勤手当に適用されるため、各企業はその運用を見直す必要があるでしょう。



新たな改正のもう一つのポイントは、駐車場等の料金相当額が非課税限度額に加算されることです。駐車場等を利用する通勤者は、月

額5,000円を上限に、この金額が非課税金額に含まれます。ただし、通勤距離が片道2km未満の者には適用されないことに注意が必要です。この変更により、実質的な通勤費用負担が軽減されることが期待されています。



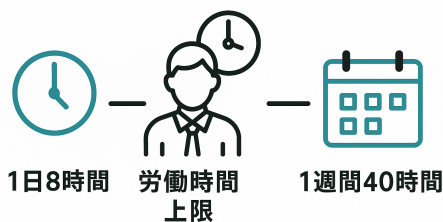
各企業は今回の税制改正を受けて、従来の通勤手当支給方法に加え、駐車場等の料金も非課税で支給可能か検討する価値があります。駐車場等の料金が常に支払われてきた場合、新たな非課税枠の利用によって、経済的なメリットを得られる可能性があるでしょう。通勤手当の支給方法を見直すタイミングとして最適かもしれません。

## ここがポイント!

- 通勤手当の非課税限度額引き上げ
- 駐車場料金も最大5,000円非課税に
- 企業は新たな支給方法を検討すべき

# 労働時間の上限と割増賃金の影響を解説

労働基準法に基づく労働時間の規定と、休日増加による賃金への影響を確認しましょう。

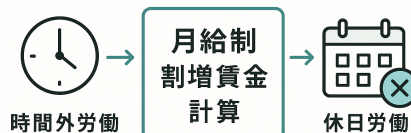


法定労働時間は労働基準法によって定められており、1日8時間、1週間40時間を超えて労働させてはいけません。1年間の労働時間も、理論上2,085時間（平年）または2,091時間（うるう年）となります。これが労働時間の上限です。労働時間管理は従業員の健康と労働生産性に直結するため、企業は注意が必要です。



休日日数が増えると割増賃金にも変動があります。例えば、所定休日数を増やすと1ヶ月の平均所定労働時間が減少します。この結果、固定された所定賃金額で1時間当たりの

賃金額が上昇します。その結果、割増賃金の単価も上昇しますので、経営者はこの点に留意しながら検討する必要があります。



割増賃金の計算は、時間外労働や休日労働、深夜労働に基づきます。月給制の場合、1ヶ月の所定賃金額と所定労働時間数から計算されます。休日日数の増加で所定労働時間が減り、その結果、割増賃金単価が上がることに注意が必要です。企業は政策導入時にこの影響を理解することが重要です。

## ここがポイント!

- ・ 法定労働時間の正確な理解が重要
- ・ 所定休日数の増加で賃金単価が上下
- ・ 割増賃金の影響を常に考慮すべき